

ライフリード各種ローン 定型約款 変更履歴

【変更日：令和2年8月11日】

変更箇所	変更後	変更前	変更理由
宛名	SMB Cファイナンスサービス株式会社 あて	株式会社セディナ あて	保証会社である株式会社セディナがSMB Cファイナンスサービス株式会社に社名変更したため
《よこしん》ライフリード契約規定第4条	保証料は金庫が金庫所定の方法により金庫がSMB Cファイナンスサービス株式会社（以下、「SMB C F S」という）に支払うものとします。	保証料は金庫所定の方法により金庫が株式会社セディナ（以下、「セディナ」という）に支払うものとします。	
《よこしん》ライフリード契約規定第19条	<ol style="list-style-type: none"> 第8条または第9条により、借主に残債務全額の返済義務が生じた場合には、金庫は、SMB C F Sに対して残債務全額の返済を請求することができるものとします。 SMB C F Sが借主に代わって金庫に返済した場合は、借主は、SMB C F Sに返済するものとします。 	<ol style="list-style-type: none"> 第8条または第9条により、借主に残債務全額の返済義務が生じた場合には、金庫は、セディナに対して残債務全額の返済を請求することができるものとします。 セディナが借主に代わって金庫に返済した場合は、借主は、セディナに返済するものとします。 	
〔横浜信用金庫にかかる個人情報の取扱いに関する同意条項〕第1条2.(14)	SMB Cファイナンスサービス株式会社（以下「会社」という）が与信判断、与信後の管理等、適切な業務の遂行を実施するにあたり、必要な情報を会社に提供するため	株式会社セディナ（以下「会社」という）が与信判断、与信後の管理等、適切な業務の遂行を実施するにあたり、必要な情報を会社に提供するため	